

# 2025年度 高等教育の修学支援新制度（授業料減免） 募集要項（春募集）

大学における修学の支援に関する法律による修学支援（高等教育の修学支援新制度）は、1.授業料等減免と2.給付奨学金の2本立てで行うこととしており、「給付奨学金」に申し込まないと家計に関する審査が受けられません。別紙、給付奨学金の募集要項および[奨学金案内ダイジェスト](#)を読み、出願資格を確認したうえで、**必ず両方に出願をお願いします。**

なお、この2つの認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（＝給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。また、支援区分にかかわらず、現在すでに修学支援新制度を受給中の学生は、あらためて申請する必要はありません。We do not offer an English version of these application guidelines. If you have any questions about this scholarship or need assistance, please visit our office.

## 1. 授業料減免額

採用されると、世帯の所得にもとづく区分に応じて、下表のとおり授業料・入学金が減免されます。

支援区分	授業料減免額	春学期減免額	秋学期減免額	入学金減免額
第Ⅰ区分 (満額)	700,000円	350,000円	350,000円	200,000円
第Ⅱ区分 (第Ⅰ区分の3分の2の額)	466,700円	233,400円	233,300円	133,400円
第Ⅲ区分 (第Ⅰ区分の3分の1の額)	233,400円	116,700円	116,700円	66,700円
第Ⅳ区分(理工学部生) (文系との差額)	233,400円	116,700円	116,700円	66,700円
第Ⅰ区分～第Ⅳ区分 (多子世帯)	700,000円	350,000円	350,000円	200,000円
多子世帯(2025年度新設)	700,000円	350,000円	350,000円	200,000円

- ・ 第Ⅰ区分～第Ⅳ区分(多子世帯)は給付金の支給もありますが、多子世帯は授業料減免のみとなります。
- ・ 入学金減免は2025年4月入学かつ今回の定期募集で出願する新生に限りです。
- ・ 今回の支援区分適用期間は、2025年4月～2025年9月です。適格認定(家計)の判定結果によってその後の減免額が決定します。
- ・ すでに前学期以前に支払った入学金や授業料は減免の対象となりません。

- ・ 授業料以外の在籍料、教育充実費、保険料等は減免の対象となりません。

## 2. 多子世帯支援

2025 年度からは支援が拡充され、中間層以上の世帯も対象になる新たな多子世帯支援が始まります。申請が認められた場合、満額の支援（700,000 円）を受けることができます。扶養人数は日本学生支援機構がマイナンバー情報を使い審査をします。

対 象 者：扶養する子どもの数が 3 人以上いる世帯

収入基準：なし

資産基準：3 億円未満

- ・ 所得制限なしの多子世帯は給付金の支給はありませんが、両方に申請が必要です。
- ・ 扶養人数は出願時点ではなく、前年以前の住民税情報です。  
春募集：2023 年 12 月 31 日時点 秋募集：2024 年 12 月 31 日時点
- ・ 出願者本人が親の扶養に入っていない場合、扶養人数としてカウントされません。
- ・ 授業料減免は、授業料の項目のうち、「授業料」のみ適用されます。その他「在籍料」等のお支払いは必要です。

## 3. 出願期間

給付奨学金と授業料減免申請書類の出願期間はそれぞれ以下のとおりです。

修学支援新制度に出願される方は、**給付奨学金への手続きも必要です**。こちらも忘れずに出願をお願いします。

採用時期	給付・授業料減免申請書類 出願期間
6 月	4 月 7 日（月）～ 4 月 11 日（金）
7 月	5 月 12 日（月）～ 5 月 16 日（金）

※春募集に出願し忘れた学生は、次回の秋募集（9 月）に出願できます。

## 4. 提出書類

以下の書類を各自でダウンロードのうえ、作成ください。

1. 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書
2. 授業料等減免 生活状況報告書
3. 大学等の修学支援の措置に係る学修計画

書類ダウンロード先：[国による高等教育の修学支援新制度について | 上智大学 ウェブプロテ](#)

HOME> 奨学金情報> 国による高等教育の修学支援新制度について

提出先：上智大学学生センター 10 番窓口（修学支援新制度担当）

※給付奨学金の申請書類については、学生センター窓口で配布しております。



## 5. 採用通知

採用月の中旬頃、「授業料等減免認定結果通知書」を学生住所宛に郵送でお送りします。必ず、Loyola に登録済みの学生住所は最新情報にしておいてください。なお、自宅外通学者は、当通知内容を保証人の方にも共有してください。

## 6. 授業料減免方法・減免時期

採用者は 2025 年 4 月分から授業料減免が受けられます。減免方法は、2025 年秋学期学費請求時に減免または 11 月に返金します。具体的な返金手続き等については、10 月にご案内いたします。次年度以降は、あらかじめ減免された金額でのお支払いとなります。

### 【2025 年度春学期授業料納付予について】

対象者：修学支援新制度に申請した学生

いったんは半期授業料分を 5 月にお支払いいただきます。しかし、経済的困難な状況により、期日までにお支払いいただくことが難しい場合、徴収猶予の制度を設けております。希望される方は、4 月中に学生センター10 番窓口までご相談ください。

[学費の請求と納入期限について](#)

## 7. 学内奨学金（授業料減免型奨学金）との併給

授業料減免型の本学奨学金である「上智大学新入生奨学金」や「上智大学修学奨励奨学金」は、修学支援新制度との併給が可能です。両方採用された場合の減免方法は以下のとおりです。

### 【新入生奨学金】

入学前の手続き金から新入生奨学金による減免を行い、入学後、新入生奨学金減免後の金額に対して、さらに修学支援新制度による授業料減免を行います。

例) 授業料 90 万円、修学支援新制度（第 I 区分 70 万円）、新入生奨学金（半額採用 45 万円）の場合  
授業料 90 万円 - 新入生奨学金（半額 45 万円） = 45 万円  
残額 45 万円 - 修学支援新制度（第 I 区分） = 0 円

### 【修学奨励奨学金】

原則、修学支援新制度による授業料減免が適用されます。ただし、修学奨励奨学金の減免額が修学支援新制度の減免額を上回る場合に限り、差額分を修学奨励奨学金から補填します。修学奨励奨学金の減免額が国の支援を下回る場合、本奨学金の採用額は 0 円となります。

例) (国) 修学支援新制度 < (大学) 修学奨励奨学金 ⇒ 修学支援新制度との差額分を大学から補填  
(国) 修学支援新制度 > (大学) 修学奨励奨学金 ⇒ 修学支援新制度からの減免のみ

修学支援新制度は家計の適格認定の判定結果に応じて、その後の減免額が変わる可能性があります。支援区分によっては、修学奨励奨学金と併用することでより安心して学業を継続できますので、希望される方は出願を検討してください。

## 8. 採用期間中の学籍状況の変更

- ・ 休学期間 ⇒その間の奨学金（給付+授業料減免）は休止となります。また、その間支援期間は延長されます。
- ・ 留学期間 ⇒その間の奨学金（給付+授業料減免）は継続されます。しかし、留学中でも必要な手続きは忘れ（交換・一般）ないでください。

## 9. 今後の支援継続にあたって

- ・ 2025 年度秋学期以降の支援継続にあたり、年 2 回の適格認定があります。

### ○適格認定（家計）

2025 年 10 月～2026 年 9 月における支援区分の見直しが 2025 年 9 月にあります。審査は 2024 年 1 月～12 月までの所得および住民税情報をもとに日本学生支援機構が審査をします。マイナンバー情報での審査になりますので、これに伴う学生の手続きは原則ありません。

### ○適格認定（学業等）

2025 年度（2025 年 4 月～2026 年 3 月）の学業成績をもとに、2026 年 3 月に学業における適格認定を行います。成績不良や学修意欲が見られない場合は、4 月以降の支援が停止または廃止となる可能性があります。場合によっては、返還が求められることもあるので注意が必要です。支援継続のために、まずは授業にしっかり出席し、日本学生支援機構が定める学業成績基準を満たしている必要があります。

廃止	1. 修業年限で卒業または、修了できないことが確定したとき 2. 累積修得単位数が標準単位数の 6 割以下であるとき 3. 警告区分 1. に 2 年連続該当するとき
停止	2 年連続警告判定となり、2 回目の警告が警告区分 2. のみに該当するとき 次回判定時：継続→支援再開 継続以外→廃止
警告	1. 累積修得単位数が標準単位数の 7 割以下であるとき 2. GPA が学科における下位 4 分の 1 の範囲に属するとき

- ・ 給付奨学金では支援継続のために、必要な手続きがあります。採用後も My Sophia を随時確認し、支援継続に必要な手続きを忘れないように注意しましょう。

## 10. 連絡先

上智大学 学生センター経済支援担当（2 号館 1 階）

窓口受付時間：平日（午前）10:00 - 11:30（午後）12:30 - 15:30

電話受付時間：平日（午前）10:00 - 11:30（午後）12:30 - 17:00

10 番窓口（授業料減免）：03-3238-3523

11 番窓口（日本学生支援機構）：03-3238-3886

共通メールアドレス：[scholarship-co@sophia.ac.jp](mailto:scholarship-co@sophia.ac.jp)

上智大学